

(案)

○総務省告示第 号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成 年総務省令第 号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成三十年二月二十八日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

- 一 平成六年郵政省告示第七十六号（総務大臣又は総合通信局長が発給する証票の様式等を定める件）
- 二 平成十年郵政省告示第三百三十五号（無線従事者規則第九十七条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）
- 三 平成十一年郵政省告示第二百三十一号（電波法施行規則第五十二条の二の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件）
- 四 平成十一年郵政省告示第二百三十二号（無線局免許手続規則第三十二条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件）
- 五 平成十四年総務省告示第六百五号（電磁的方法により記録及び提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）
- 六 平成二十一年総務省告示第三百二十四号（電波法施行規則第三十八条第三項ただし書の規定に基づき、証票を備え付けることを要しない無線局を定める件）

(案)

七 平成二十三年総務省告示第二百八十号（登録検査等事業者等規則第二十四条の規定による電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）

## ○総務省告示第 号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成 年総務省令第 号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

- 一 昭和四十五年郵政省告示第千六号（無線局免許手続規則の規定により既に提出された免許の申請書に添附した工事設計書の写しを総務大臣に提出する場合の手続等を定める件）
- 二 昭和五十七年郵政省告示第八百五十八号（無線設備規則の規定に基づき、呼出名称記憶装置を装置しなければならぬ簡易無線等局等の技術的条件を定める件）
- 三 昭和五十七年郵政省告示第八百六十号（無線設備規則の規定に基づき、九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の一の筐体きょうたいに収めることを要しない装置等を定める件）
- 四 平成五年郵政省告示第五百十二号（九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件）